

# みよし市選挙管理委員会会議録

日時 平成31年3月28日(木)  
開会 午後1時30分  
閉会 午後2時30分  
場所 みよし市役所 特別会議室

出席者(選挙管理委員会委員)

委員長	伊豆原 要	委員	原田 重助
職務代理者	三浦 和夫	委員	内田 銃造

(書記)

総務部部長(書記長)	原田 清明	総務課副主幹(書記)	塚崎 仁
総務部次長(書記)	廣瀬 邦仁	総務課副主幹(書記)	岡田 珠見
総務課主幹(書記)	坂口 慶臣	総務課主査(書記)	福上 慎吾
		総務課主事(書記)	山本 望

公開の状況 公開

傍聴者 なし

次第

1 あいさつ

2 議題

(1) 選挙人名簿選挙時登録について

ア 選挙時登録資格要件

イ 選挙人名簿登録数(選挙時登録)

(2) 選挙管理委員会告示について

ア ポスター掲示場の設置場所について

イ 選挙権を有する者の50分の1の数の告示

ウ 選挙権を有する者の3分の1の数の告示

エ 期日前投票所の場所の告示

オ 投票所の場所の告示

カ 開票の場所及び日時の告示

キ 期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任の告示

ク 投票管理者及び同職務代理者の選任の告示

ケ 氏名掲示の順序のくじの日時及び場所の告示

3 その他

(1) みよし市議会議員一般選挙の期日前投票立会人について

(2) みよし市議会議員一般選挙の投票所入場券の配付について

(3) みよし市議会議員一般選挙の選挙公報の配付について

議題

名前	内容
廣瀬書記	<p>それでは、ただいまから選挙管理委員会を開催します。</p> <p>本日の会議は、みよし市選挙管理委員会会議公開規程第2条の規定により、公開することとし、会議の開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する者はいませんでしたので、報告をいたします。</p> <p>はじめに伊豆原委員長より挨拶をお願いします。</p>
伊豆原委員長	<p>&lt; あ い さ つ &gt;</p>
廣瀬書記	<p>それでは、委員長のとりまわしにより、議事の進行をしていただきますので、よろしくお願いします。</p>
伊豆原委員長	<p>それでは、議題に入りたいと思います。</p> <p>議題(1) 選挙人名簿選挙時登録について、書記より説明をお願いします。</p>
山本書記	<p>議題(1) 選挙人名簿選挙時登録について、事務局より説明いたします。</p> <p>1 ページ目を御覧下さい。</p> <p>今回の選挙時登録における資格要件等について、大きい1番ですが、定時登録の基準日及び登録日は、平成31年3月28日(木)でございます。</p> <p>大きい2番についてですが、(1)、(2)のいずれの要件も満たす者が登録されることとなります。ひとつ目の登録要件として、国政選挙の選挙権のある者であることとされています。すなわち、日本国民であり、平成31年4月7日現在において年齢満18年以上である者が要件となります。2つ目は、住所要件として、平成30年12月28日以前の転入者で、引き続きみよし市の住民であることが登録要件となります。いわゆる3箇月要件です。イについてですが、3箇月以上みよし市の住民基本台帳に記録されていた者で、平成30年11月28日から平成31年3月27日までの間に転出した者、すなわち転出後4箇月以内の者については、表示登録者として登録がされます。また、ウについてですが、帰化した者は、帰化の届出をした日以後、引き続きみよし市の住民であれば登録がされます。</p> <p>大きい3番の抹消者ですが、(1)から(3)のいずれかに該当した場合、選挙人名簿から抹消されることとなります。ひとつ目は、平成30年11月27日以前に転出した者です。転出して4箇月を超えた場合は、本市の名簿から抹消されることとなります。2つ目は、前回の基</p>

	<p>準日から今回の基準日、つまり平成 31 年 3 月 28 日までに死亡した者です。3 つ目は、欠格事項に該当した者です。</p> <p>大きい 4 番ですが、名簿に転出者として表示される者は、平成 30 年 11 月 28 日以降の転出者となります。</p> <p>続いて 2 ページ目を御覧ください。</p> <p>こちらは、今回の選挙時登録における選挙人名簿登録者数を表したものです。平成 31 年 3 月 28 日現在の選挙人名簿登録者数は、男 24,513 人、女 23,221 人であり、合計 47,734 人です。下表は、投票区ごとの選挙人の数の内訳を表したものです。</p> <p>3 ページ目には、各投票区の前回の選挙時登録及び前回の定時登録時と比較した、男女別の増減表を表したものを載せております。</p> <p>4 ページ目を御覧ください。</p> <p>こちらは、世代ごとの選挙人の数の内訳と前回の定時登録時の数値を比較した増減表を掲載しております。</p> <p>続きまして、在外選挙人名簿登録者数について説明いたします。5 ページ目を御覧ください。3 月 28 日現在の在外選挙人名簿登録者数は、男 57 人、女 21 人、計 78 人であり、前回の 3 月定時登録と増減はありません。</p> <p>6 ページ目は、在外選挙人 78 人の在留している国の内訳でございます。</p>
伊豆原委員長	<p>ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、お願いします。</p>
	<p>それでは、ご質問等になれば、ただいまより採決に移りたいと思います。</p> <p>議題(1) 選挙人名簿選挙時登録について、御異議ございませんか。</p>
	<p>&lt;異議無し&gt;</p>
伊豆原委員長	<p>御異議ないようですので、(1) 選挙人名簿選挙時登録については、承認されたものといたします。</p> <p>続きまして、議題(2) 選挙管理委員会告示について、書記より説明をお願いします。</p>
福上書記	<p>議題(2) 選挙管理委員会告示について、説明させていただきます。資料の 7 ページ以降となります。順に説明させていただきます。</p> <p>まず、7 ページでございますが、選挙管理委員会告示の第 14 号で</p>

ございます。平成 31 年 4 月 7 日執行予定の愛知県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場設置の告示でございます。こちらにつきましては、3 月 22 日に市内全てのポスター掲示場設置を完了しておりまして、公職選挙法の規定に基づき、直ちに告示をすることとなっておりますので 3 月 22 日付で既に告示をさせていただいております。

8 ページ、9 ページには、今回の県議選挙におけるポスター掲示場の一覧を載せさせていただいております。2 月 3 日執行の愛知県知事選挙と変更はありません。

10 ページを御覧ください。

告示の第 15 号でございます。こちらにつきましては、今回の選挙時登録の登録者数の内の、地方自治法の規定に基づく、50 分の 1 の数の告示でございます。地方自治法第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数は 955 となります。参考として、計算式を告示文の下段に記載をしてあります。

11 ページにつきましては、告示の第 16 号について、地方自治法、それから地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づく選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数の告示でございます。地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する、選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、15,912 となります。告示文の下段に計算式を記載してありますので御参照ください。

12 ページを御覧ください。

告示の第 17 号でございます。今回の県議選挙における、期日前投票所の場所の告示でございます。期日前投票所の場所といたしましては、みよし市役所、みよし市三好町小坂 50 番地を告示させていただきます。その下が、告示の第 18 号でございます。今回の県議選挙における投票所の場所の告示でございます。三好投票区から黒笹投票区までの市内 8 箇所につきましては、それぞれの投票区内にある小学校の体育館、それから天王投票区につきましては、新屋児童館の場所を告示させていただいております。

13 ページは、今回の県議選挙における開票の場所と日時の告示でございます。開票を行う場所としましては、三好公園総合体育館でして、日時につきましては、平成 31 年 4 月 7 日午後 9 時 10 分でございます。

14 ページになります。告示の第 20 号でございます。今回の県議選挙の期日前投票所の投票管理者及び職務代理者の告示でございます。それぞれ、職務を行う日ごとに氏名及び住所を記載させていただいております。

15 ページにつきましては、告示の第 21 号です。今回の県議選挙の投票日当日の投票管理者と職務代理者の告示でございます。市内 8 投票区

	<p>の各投票管理者と各職務代理者の氏名と住所を記載させていただいております。いずれもみよし市の職員でございます。</p> <p>16 ページを御覧ください。</p> <p>告示の第 22 号でございます。今回の県議選挙の投票所内における氏名等の掲載の順序を定めるくじを行う日時と場所の告示でございます。明日 3 月 29 日に愛知県議会議員一般選挙の立候補の受付がされます。午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に受付がされ、午後 6 時から投票所内における氏名等の掲示の掲載順序を決めるくじを行いたいと思います。</p> <p>以上が議題(2) 選挙管理委員会告示についての説明でございます。</p>
伊豆原委員長	<p>ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、お願いします。</p>
伊豆原委員長	<p>それでは、ご質問等他になければ、ただいまより採決に移りたいと思います。</p> <p>議題(2) 選挙管理委員会告示について、御異議ございませんか。</p>
	<p>&lt;異議無し&gt;</p>
伊豆原委員長	<p>御異議ないようですので、議題(2) 選挙管理委員会告示については、承認されたものといたします。</p> <p>続きまして、その他の件について、書記より説明をお願いします。</p>
塚崎書記	<p>その他の件について、説明させていただきます。</p> <p>資料 17 ページをご覧ください。1 点目のみよし市議会議員一般選挙の期日前投票立会人についてです。資料の表に記載をさせていただいたとおり、市議選挙の期日前投票立会人をお願いしたいと思いますので、御協力いただきますようお願いいたします。2 点目の市議選挙の投票所入場券の配布と 3 点目の選挙公報の配布につきましては、資料の次第に記載のとおり配付する予定となっておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>資料はありませんが、何点か県議選と市議選の件で御連絡させていただきます。</p> <p>まず、県議選の件で、告示日である明日 3 月 29 日についてです。立候補の受付を行いますので、選挙長である伊豆原委員長につきましては、午前 8 時の市役所 3 階研修室に御来庁ください。また、午後 5 時で立候補の受付が締め切られます。締切り後に委員の皆様には届出の結果を報告させていただきます。また、選挙会を 4 月 8 日午前 10 に行</p>

伊豆原委員長	<p>いますので、御予定いただきますようお願いいたします。</p> <p>次に市議選の件です。4月10日までに各立候補予定者の届出書類の事前審査を実施する予定です。事前審査の結果を委員の皆様にご報告いたしますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、お願いします。</p> <p>なければ、これをもちまして、本日の選挙管理委員会を終了いたします。</p> <p>本日は、御苦勞様でした。</p>
--------	--